

# 薬と健康の週間 10月17日～23日



## 重複服薬を見直しましょう

### ●重複服薬とは

複数の医療機関で診察を受け、それぞれの医療機関で同じ効能の薬が処方されて服用することです。

### ●重複服薬するとうつくなるの

薬が効きすぎて身体への負担が大きくなるなどの副作用が生じたり、医療費の負担が大きくなったりします。

### ●重複服薬を防ぐために

#### ◇マイナ保険証を利用する

診療・服薬などの情報提供に同意すると医療機関や薬局で過去の薬の情報を確認できるため、重複服薬を防ぎ、副作用のリスクを減らすことができます。

※マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカードのことです。

#### ◇お薬手帳を提示する

お薬手帳の内容をもとに、医師や薬剤師が重複服薬や副作用が起きないかなどをチェックします。

お薬手帳は病院や薬局ごとに

使い分けるのではなく、1人1冊にまとめることが重要です。◇かかりつけ医を持つ

かかりつけ医は、日頃の健康状態や病歴を把握できるため最適な判断を行えます。病気の時は、最初にかかりつけ医に相談しましょう。

### ●薬のことで気になったら

薬の副作用や服用している量、重複服薬など気になることがある場合は、医師や薬剤師に相談しましょう。

### ●飲み忘れた薬があったら

お薬手帳と一緒に薬局へ持って行ってください。薬剤師が薬を確認し、処方された薬と調整できる場合があります。調整して処方された薬が減ると薬代も少なくなります。

### リフィル処方せんを知っていますか

#### ●リフィル処方せんとは

症状が安定している人について、医師の処方により、医師と薬剤師の適切な連携のもとで、一定期間内に最大3回まで繰り返し利用できる処方せんのことです。

#### ●対象者

症状が安定していると医師が認めたい人。希望する人は、かかりつけ医に相談してください。

#### ●利用するメリット

リフィル処方せんを利用すると、

2回目、3回目は、医師の診察を受けずに薬局で薬を受け取ることが出来ます。医療機関を受診する回数が少なくなり、通院負担の軽減や医療費の節約にもなります。

### ●利用上の注意

投薬量に限度が定められている医薬品や湿布薬は、リフィル処方せん

が利用できません。リフィル処方せんを受け取っていても、気になる症状や体調の変化がある場合は、かかりつけ医や薬剤師に相談しましょう。

### ●問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1952

## 小児・AYA世代がん患者の在宅療養を支援します

小児・AYAあや(小児・思春期・若年成人)世代のがん患者が、住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるようになるために、在宅サービスにかかる費用の一部を助成します。

### ●対象者

次の全てに当てはまる人

◇市内に住所を有する40歳未満

◇がん患者(介護保険における特定疾病としてのがんの定義および診断基準に当てはまる)

◇在宅での療養において、生活支援または介護が必要

◇他の事業で、同様の助成を受けることができない

### ●対象となるサービス

◇訪問入浴介護◇福祉用具の貸与・購入(車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・腰掛便座・入浴補助用具 など)

### ●助成金額

サービスに要する費用(1カ月当たり上限6万円)の9割に相当する額

※6万円を超えた部分は自費となります。

### ●利用方法

①申請書と主治医の意見書を健康課に提出

②利用決定後にサービスを受け、その領収書を添えて、助成金を請求

※申請書は、申請先で配布または市ホームページからダウンロードできます。

### ●申請と問い合わせ先

健康課健康長寿担当(すこやか交流プラザ内)

☎(501)2222

